

第3章 計画

1. 土地利用

(1) 基本方針

- ▼上位計画である都市計画マスタープランの土地利用構想を踏まえた計画とします。
- ▼本町は、市街化区域を中心に生活利便施設が立地するなどコンパクトなまちが形成されており、この土地利用を継承したまちづくりを推進していきます。
- ▼既成市街地における空き地の利活用を図ります。

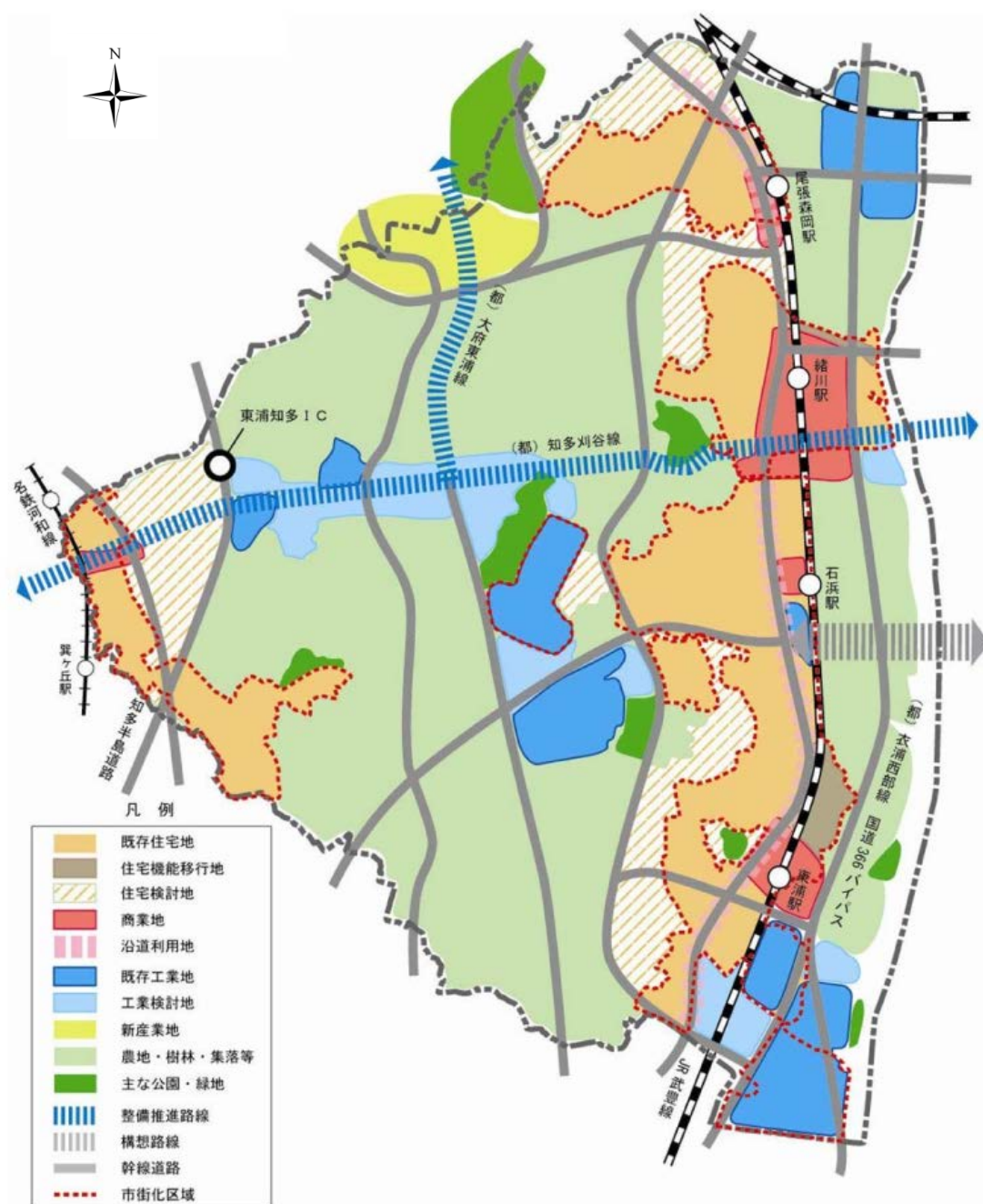


図 3-1 都市計画マスタープラン 土地利用構想図

（２）整備計画

本計画で検討する項目は、第２章で抽出された課題に対しての整備計画を検討することとします。

１）駅周辺、生活拠点における商業地の形成

- ・鉄道駅を地域の生活拠点と設定し、歩いて暮らせるまちづくりの商業地の形成を図ります。
- ・鉄道駅は次の５つの駅を対象とします。
 - ①尾張森岡駅
 - ②緒川駅
 - ③石浜駅
 - ④東浦駅
 - ⑤巽ヶ丘駅

２）計画的な宅地開発による適正な土地利用の推進

- ・既成市街地の整備と連携し、または市街地の連続性につながる計画的な都市基盤の整備を推進します。
- ・ここでは、次の地区を対象とします。
 - ① 森岡地区南部と緒川地区との隣接部
 - ② 緒川新田地区の（都）名古屋半田線の沿道地区

３）住工混在の解消に向けた用途地域の見直し

- ・工場の廃業、移転などにより住宅への転換が進む地域にあっては、住居系の土地利用の推進を図ります。
- ・ここでは、転換の大きい次の地区を対象とします。
 - 石浜地区
 - 生路地区

1) 駅周辺、生活拠点における商業地の形成

下記の図 3-2 は都市計画の用途地域図に5つの駅の位置、駅から 800m 圏域の表示、津波浸水想定区域の表示をしたものです。

駅周辺の商業系をはじめとする土地利用の状況を、都市計画の用途地域の指定状況および想定される「津波浸水想定区域」※を考慮し、生活拠点である駅周辺の商業地の形成について土地利用の観点から、駅ごとに整備計画をまとめます。

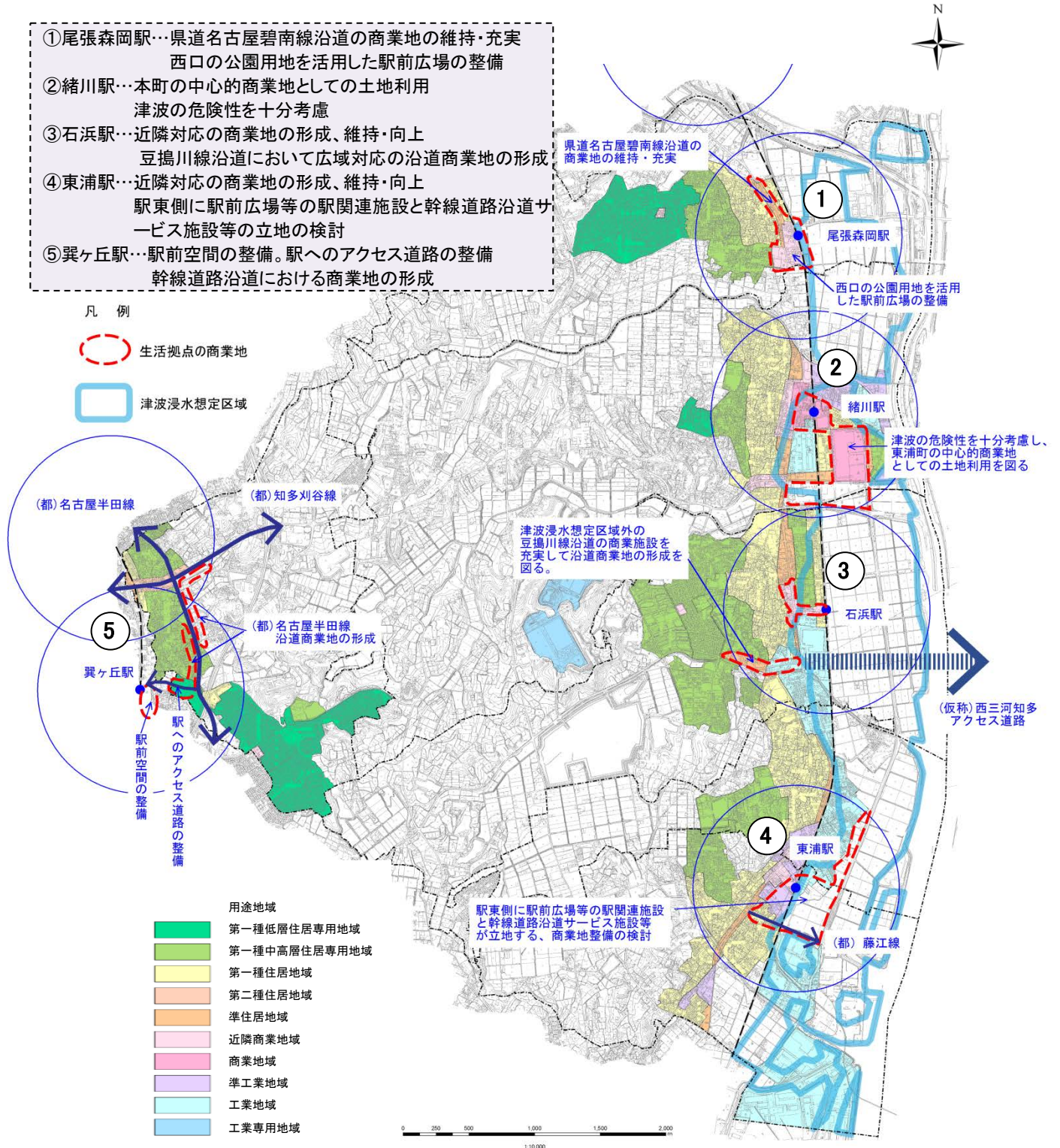


図 3-2 駅周辺の生活拠点の商業地

※津波浸水想定区域：「平成 23 年度～平成 25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成 26 年 5 月 愛知県防災会議地震部会）の「理論上最大想定モデル」による。

① 尾張森岡駅周辺地区

本地区は、県道名古屋碧南線沿道に商業地が形成されています。しかし駅には駅前広場やロータリーおよびパークアンドライド用の駐車場がありません。

駅東側に駅前広場、駐車場などを整備する提案がワークショップでは出されましたが、優良農地の保全のため東口の整備に代えて西口の公園用地を活用した駅前広場の整備を検討します。また、駅近傍の県道名古屋碧南線沿道の商業地の維持・充実を図ります。

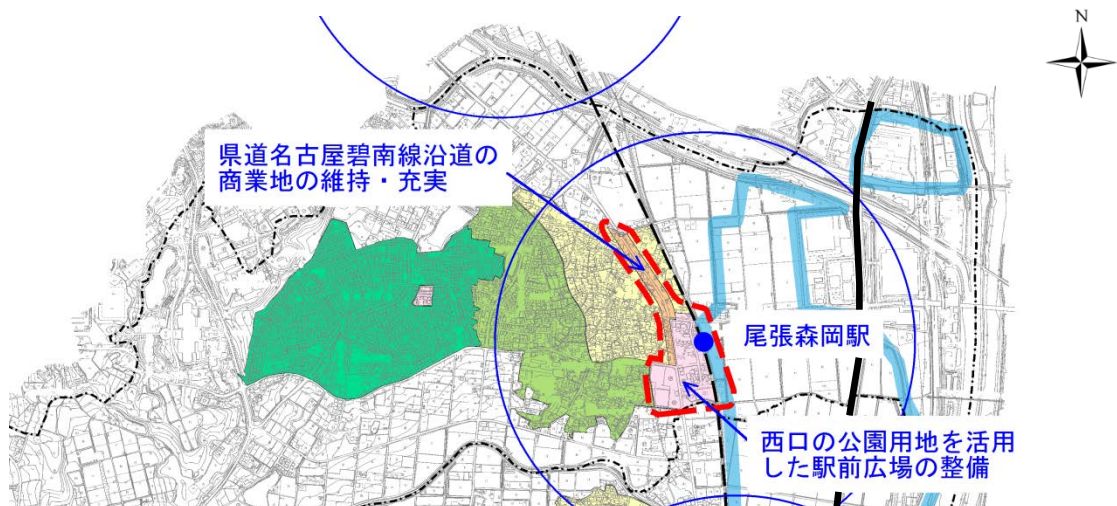


図 3-3 尾張森岡駅周辺の生活拠点の商業地

② 緒川駅周辺地区

本地区は、ＪＲ武豊線東側および国道 366 号（バイパス）沿道の大型商業施設を中心に商業地が形成されています。

広域からの利用も対象にした本町の中心的商業地としての土地利用を図ります。

本地区は津波浸水想定区域があることから、建築物は津波に有効な構造の建築物の立地を促進します。現在大型商業施設は、一時的な避難場所として本町と協定が結ばれています。今後立地する施設においても中層、高層の建築物を推奨し、地域住民などの津波避難施設として機能するような整備を図り、民間企業などとの協働により安全なまちづくりを促進します。

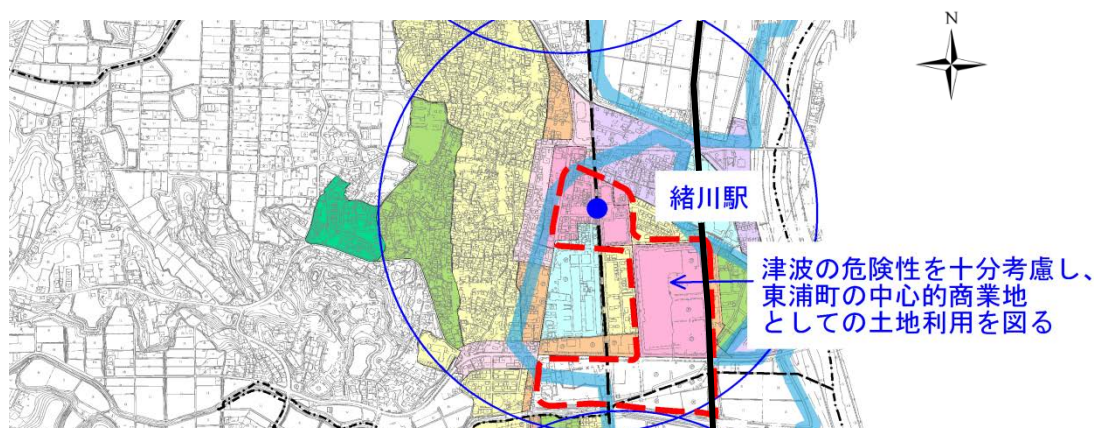


図 3-4 緒川駅周辺の生活拠点の商業地

③ 石浜駅周辺地区

本地区は、駅前通り沿道および国道 366 号沿道に商業地が形成されています。近隣対応の商業地の形成、維持・向上を図ります。

石浜駅および駅前通りが津波浸水想定区域に含まれていることから、建築物は津波に有効な構造の建築物の立地を促進します。

豆搦川線沿道の地区は既に商業施設が相当立地しており、（仮称）西三河知多アクセス道路の将来の構想に伴う沿道整備、三河地域からの集客も期待できる広域対応の沿道商業地の拠点としての機能と石浜駅周辺の商業地に代わる拠点としての土地利用を図ります。

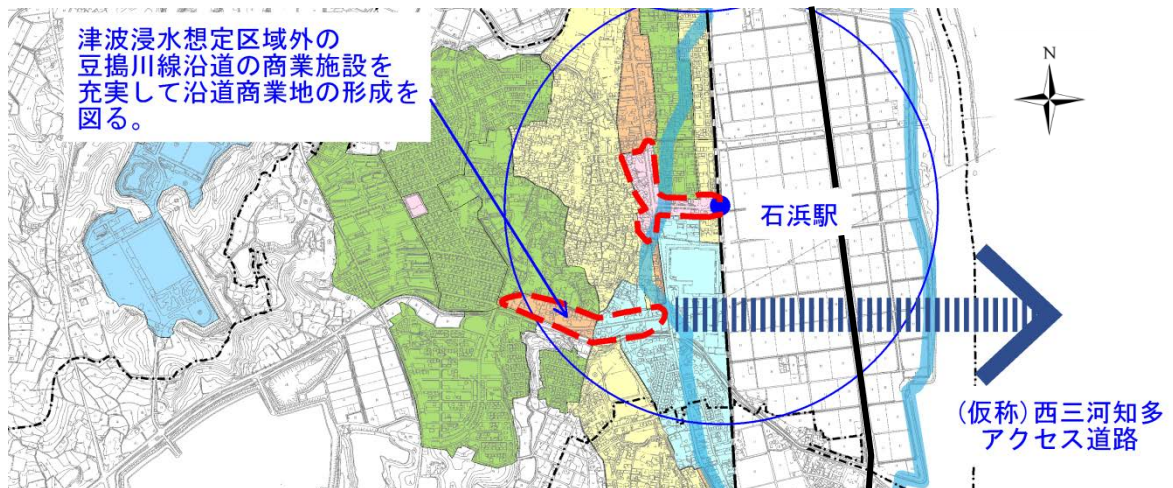


図 3-5 石浜駅周辺の生活拠点の商業地

④ 東浦駅周辺地区

東浦駅の西側は駅前通りおよび国道 366 号沿道に商業地が形成されています。近隣対応の商業地の形成、維持・向上を図ります。

ワークショップでは駅東側に駅前広場、ロータリー、そして商業拠点整備の意見があり、さらに、都市計画マスタープランの土地利用構想図でも駅東側は商業地に位置づけています。駅東側は、東浦駅と国道 366 号（バイパス）および（都）藤江線に囲まれた地区であり、駅からの利用および主要な幹線道路から利用が可能な地区です。

このことから、駅前広場、ロータリーなどの駅関連施設の整備や、主要な幹線道路利用者の休憩施設、飲食・買い物施設等の立地を検討し、土地利用を図ります。

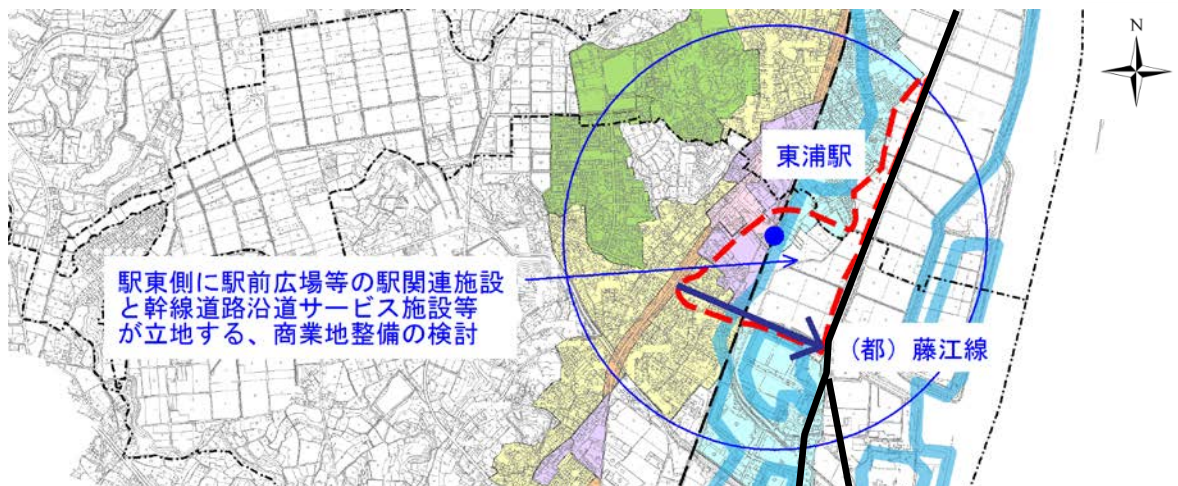


図 3-6 東浦駅周辺の生活拠点の商業地

⑤ 巽ヶ丘駅周辺地区

巽ヶ丘駅は町外にありますが、本町の西の玄関口となっています。半径 800m の徒歩圏には、既成市街地の大部分と東ヶ丘団地の北部の一部が含まれます。

現状では駅東側の駅前および駅周辺には商業地が形成されていません。今後は、阿久比町や知多市と連携して、駅前空間の整備を検討します。

(都) 名古屋半田線沿道の土地区画整理事業の進捗に合わせて、巽ヶ丘駅へのアクセス道路、(都) 名古屋半田線、(都) 知多刈谷線の各沿道において、現状で不足している商業地の形成および商業施設の誘導を推進します。

商業施設等の計画的な立地誘導策としては、用途地域によるほか、地区計画による用途の制限により具体的な施設立地の誘導を行います。

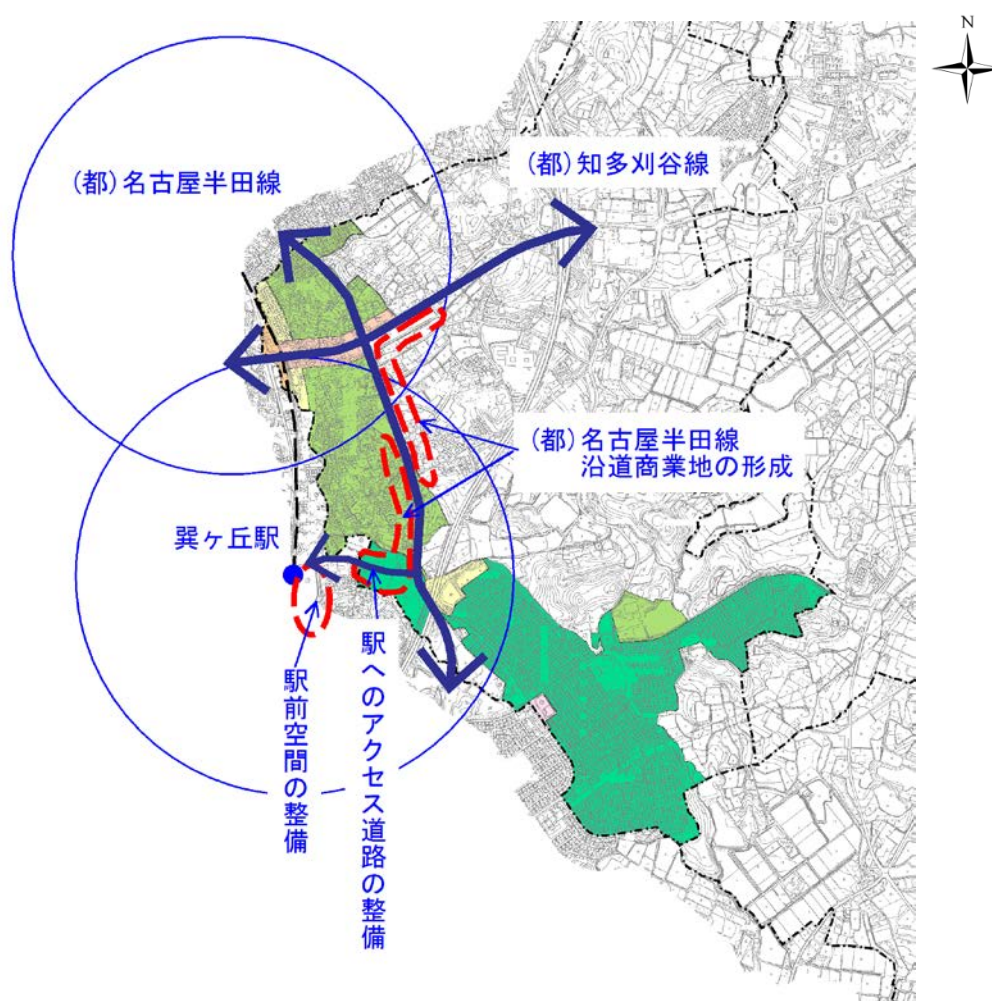


図 3-7 巽ヶ丘駅周辺の生活拠点の商業地

2) 計画的な宅地開発による適正な土地利用の推進

コンパクトなまちづくりに向けて、計画的な宅地開発による適正な土地利用を推進する地区として、以下の2地区を計画します。

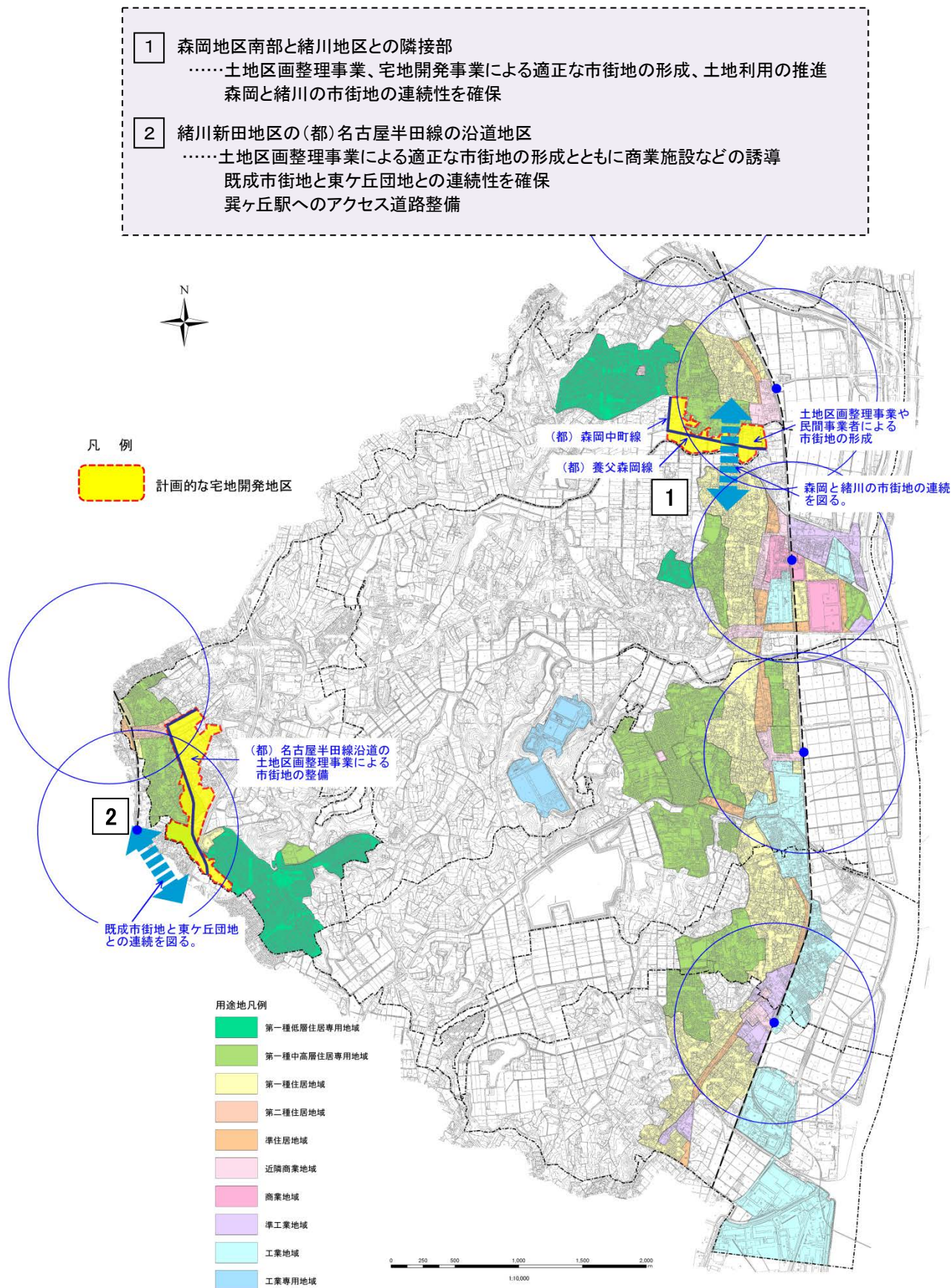


図 3-8 計画的な宅地開発地区位置図

1 森岡地区南部と緒川地区との隣接部

(都) 森岡中町線、(都) 養父森岡線の整備に関連する土地区画整理事業や民間事業者による宅地開発事業により適正な市街地の形成、土地利用の推進を図ります。

駅からの徒歩圏、市街化区域の隣接部での新たな住宅地の整備により、市街地の無秩序な拡大を抑制し、コンパクトシティの維持・向上を図ります。

また、これらの整備により、途切れていた森岡と緒川の市街地の連続性を図ることができます。

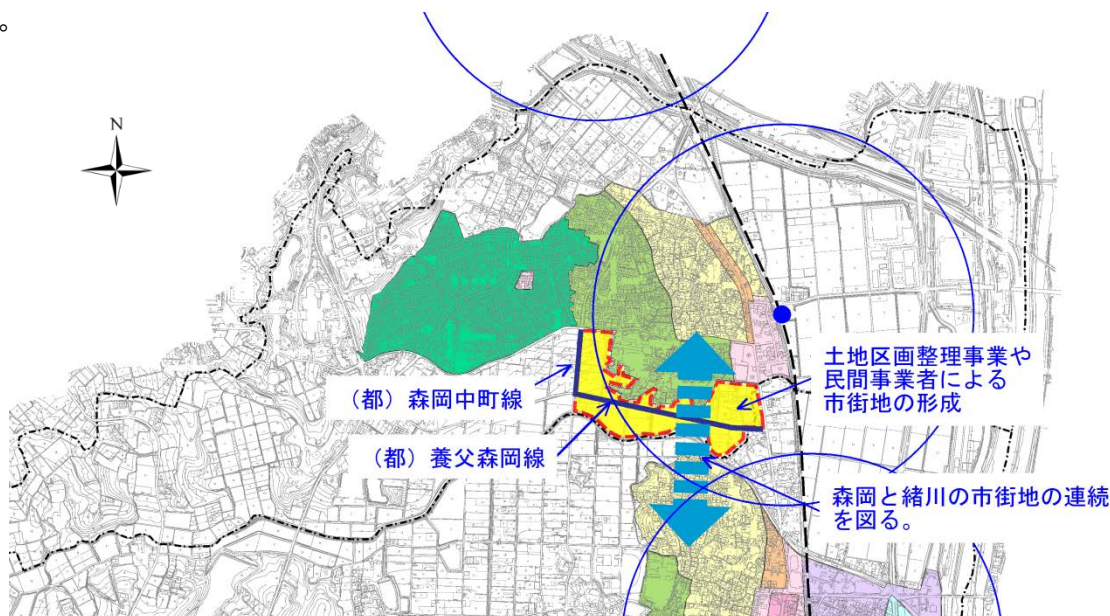


図 3-9 計画的な宅地開発地区位置図 (森岡地区南部と緒川地区との隣接部)

2 緒川新田地区の(都) 名古屋半田線の沿道地区

(都) 名古屋半田線沿道の土地区画整理事業による住宅地の整備とともに、幹線道路沿道に商業施設などの立地を図り、巽ヶ丘駅の徒歩圏に新たな住宅、生活利便施設の集積による拠点形成を図ります。

駅からの徒歩圏、市街化区域の隣接部での新たな住宅地の整備により、市街地の無秩序な拡大を抑制し、また生活利便施設の誘導により、コンパクトシティの維持・向上を図ります。

巽ヶ丘駅へのアクセス道路の整備による駅東側周辺整備の促進を図ります。

また、これらの整備により、既成市街地と東ヶ丘団地の市街地の連続性を図ることができます。

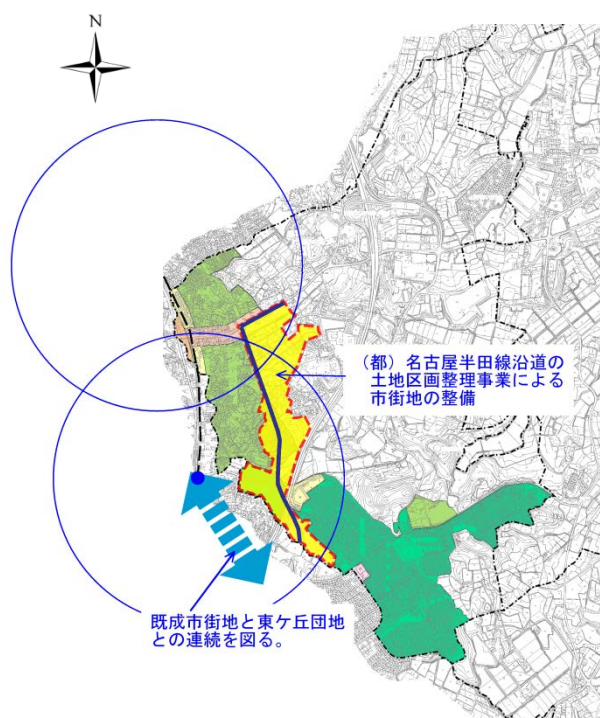


図 3-10 計画的な宅地開発地区位置図
(緒川新田地区の(都) 名古屋半田線の沿道地区)

3) 住工混在の解消に向けた用途地域の見直し

石浜地区の「片山・川尻地区」および生路地区の「線路東地区」では、紡績工場などが立地していた工業地域で、工場の廃業、移転などにより、住宅地への転換が進む地区であるため、住居系の用途地域への見直し、またはより詳細な土地利用の規制誘導を図るために特別用途地区などの指定の検討を行います。

しかし、生路地区は津波浸水想定区域に入っているため、積極的な住宅立地は抑制し、津波防災対策および避難対策を推進します。

住工混在地区からの工場の移転用地として、また、新たな工業用地需要に対しては、東浦知多IC周辺および（都）知多刈谷線の沿道において、工業用地の整備を図り、工場の立地を誘導します。

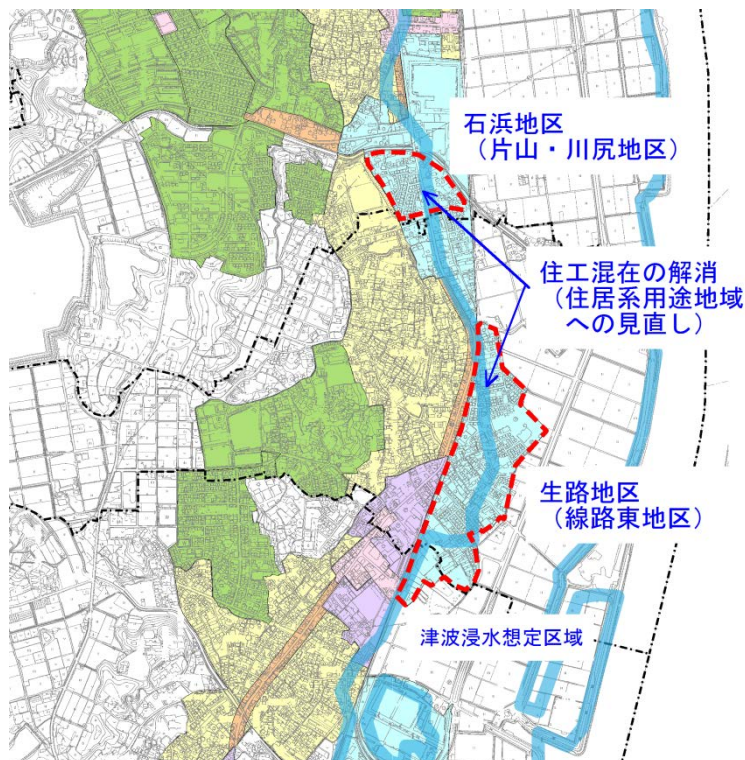


図 3-11 住工混在の解消に向けた用途地域の見直し位置図

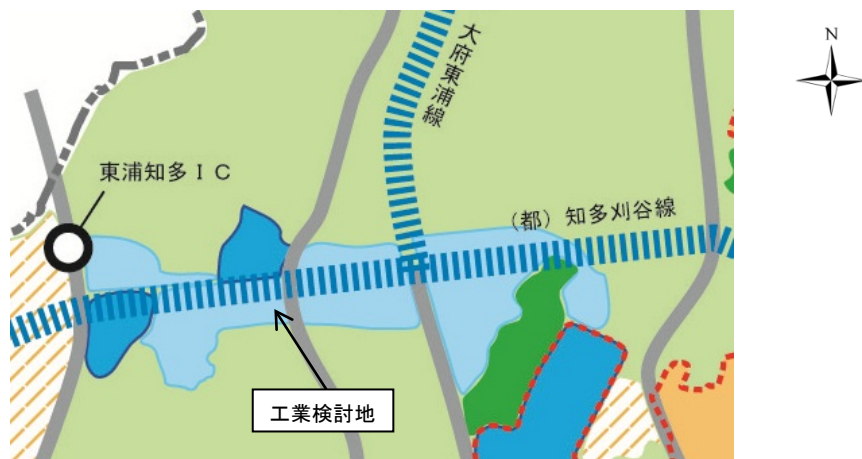


図 3-12 東浦知多 IC 周辺および（都）知多刈谷線の沿道における工業地の整備位置
(55 頁 図 3-1 都市計画マスタープラン 土地利用構想図 参照)

2. 道路・交通

(1) 基本方針

1) 道路

- ▼すべての都市計画道路は早期整備を図ります。その中でも、「沿道周辺と一体となった整備を図る路線」については、土地区画整理事業や民間事業者による宅地開発事業に合わせて早期整備を図ります。
- ▼地区の重要な道路は、「ひがしうらのみちづくり」（東浦町第1次道路整備計画書）により、道路整備による効果が大きい路線から順次、拡幅整備を実施します。

2) 交通

- ▼住民が徒歩または公共交通により日常生活に必要な町の機能や生活利便施設などにアクセスできることがコンパクトシティの基本的な考え方であることから、5つの鉄道駅、路線バスの利便性の向上を図ります。
- ▼各駅に近い適地においてパークアンドライド用の駐車場を確保し、パークアンドライドを推進することにより渋滞緩和、低炭素化など環境改善への寄与、安全で確実な移動の確保を図ります。

(2) 整備計画

1) 道路

(ア) 都市計画道路

すべての都市計画道路は早期整備を図るなかで、下記に示す「沿道周辺と一体となった整備を図る路線」は、優先的に早期整備を図ります。

- ①周辺の基盤との一体的な整備
(都)養父森岡線
- ②周辺の基盤との一体的な整備
(都)名古屋半田線
- ③駅徒歩圏内の環境整備
(都)緒川南北線
- ④駅の利便性の向上を図る整備
(都)藤江線

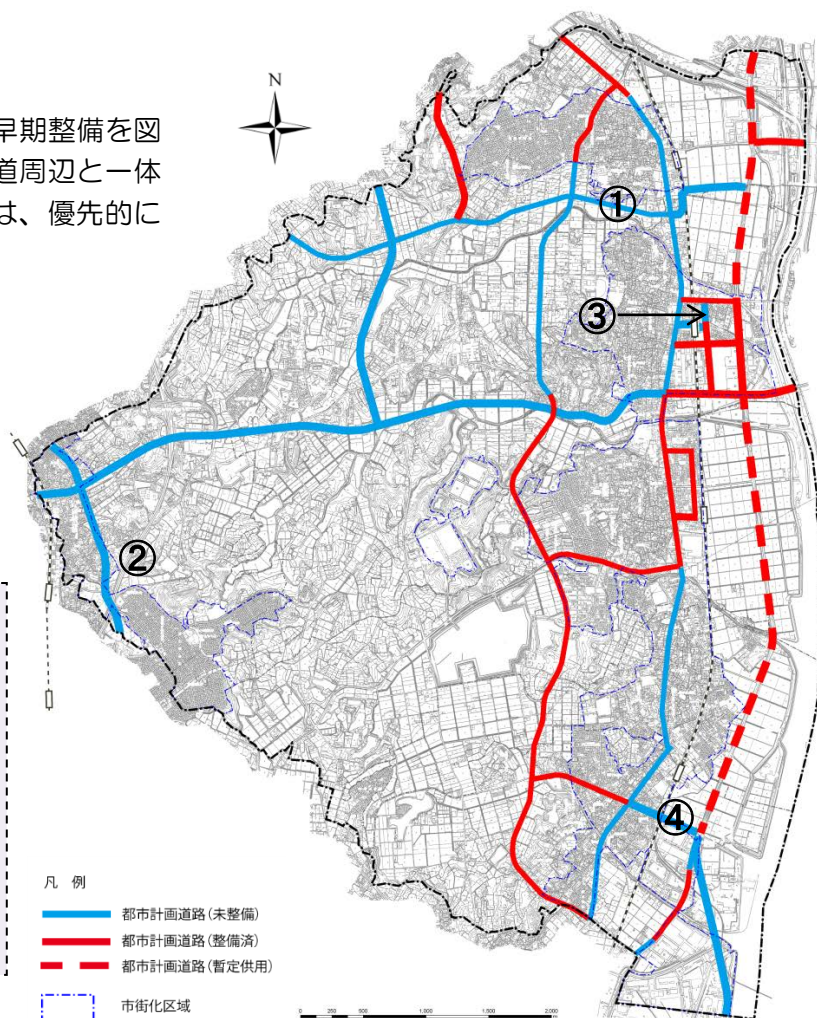


図 3-13 都市計画道路の整備状況

①（都）養父森岡線の周辺の基盤整備との一体的な整備

森岡地区南部の（都）養父森岡線および（都）森岡中町線は、土地区画整理事業や民間事業者による宅地開発事業等と一体的に早期整備を図ります。

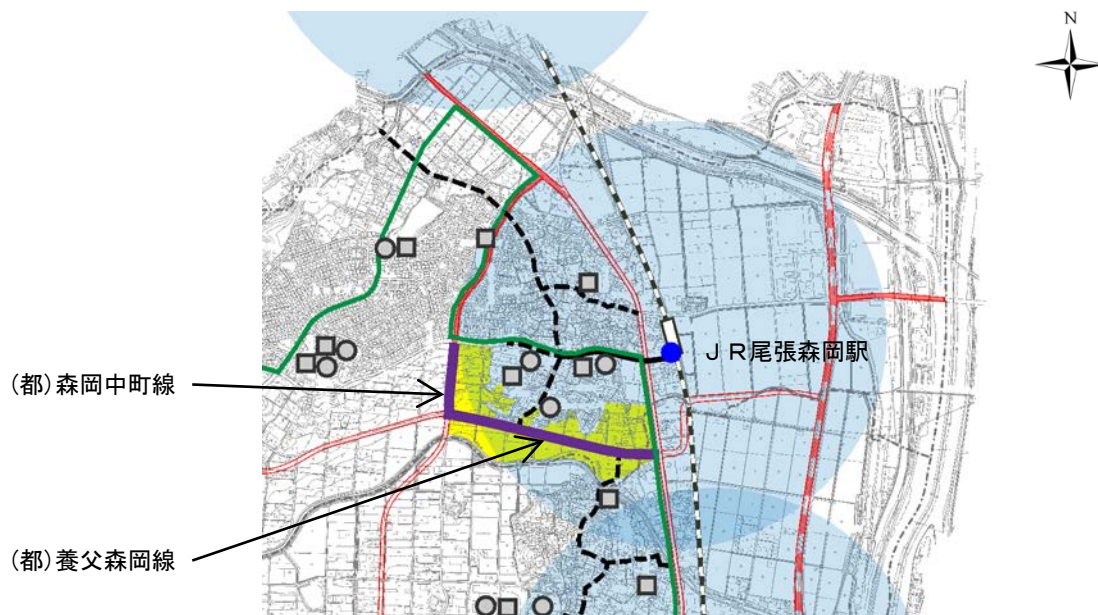


図 3-14（都）養父森岡線および（都）森岡中町線の周辺の状況

凡 例

- 早期整備を図る都市計画道路
沿道と一体的に整備を図る都市計画道路等
- 早期整備を図る地区の重要な道路
道路拡幅計画や地震災害に対する避難路、地区から要望が強い路線などの重なりにより整備効果の大きい道路
- 整備を図る地区の重要な道路
道路拡幅計画や地震災害に対する避難路、地区から要望が強い路線
- 基盤整備区域(住宅地)
民間による宅地開発や土地区画整理事業による道路、宅地の整備区域
- 地震災害第一次避難所
- 地震災害第二次避難所
- 福祉避難所
- 都市計画道路
- 都市計画道路(整備済)
- 都市計画道路(暫定供用)
- 鉄道駅の徒歩圏(半径800m)
- う・ら・ら 現行運行ルート

②（都）名古屋半田線の周辺の基盤整備との一体的な整備

緒川新田地区の（都）名古屋半田線は、土地区画整理事業や民間事業者による宅地開発事業等とともに早期整備を図ります。

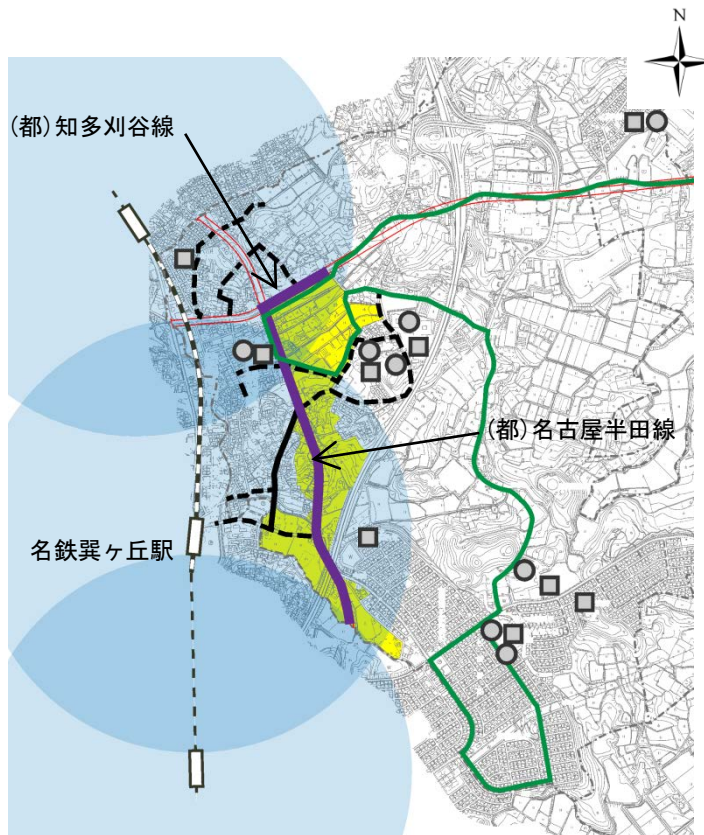


図 3-15 （都）名古屋半田線および
（都）知多刈谷線の周辺の状況



図 3-16 名古屋半田線沿線の土地利用
計画策定のワークショップ
でのまちなみイメージ

③（都）緒川南北線の駅徒歩圏内の環境整備

緒川駅から北側の（都）緒川南北線については整備を推進します。整備により駅の徒歩圏内における歩行空間の確保や周辺の交通状況の改善を図ります。

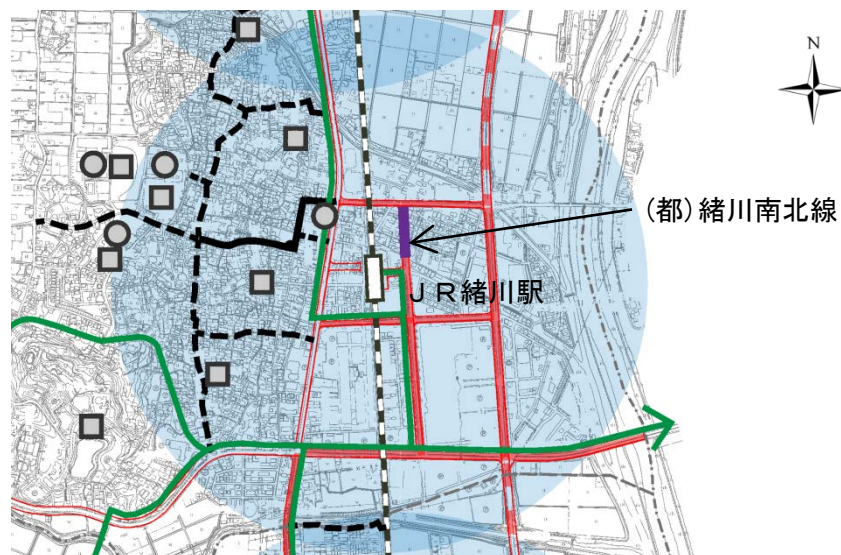


図 3-17 （都）緒川南北線の周辺の状況

④（都）藤江線による東浦駅の利便性の向上を図る整備

鉄道駅の利便性の向上に資する路線として、東浦駅より南側の（都）藤江線について、整備を推進し周辺の交通状況の改善とともに東浦駅へのアクセスの向上を図ります。

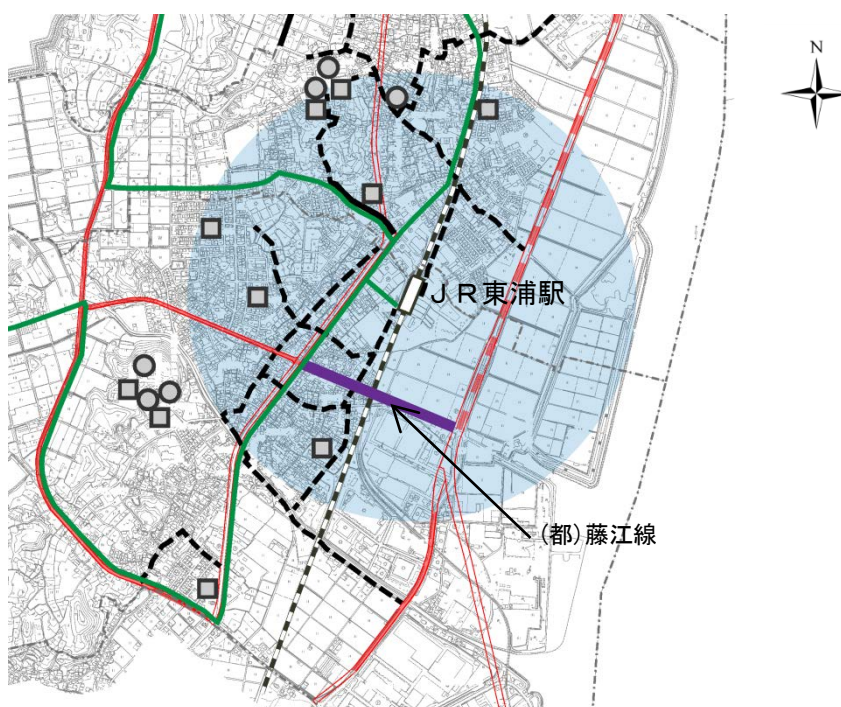


図 3-18 （都）藤江線の周辺の状況

（イ）地区の重要な道路

地区の重要な道路は道路整備による効果が大きい路線から順次、拡幅整備することを基本とします。

効果が大きい路線として

- ・現在、道路拡幅の計画がある路線
- ・避難路として重要な路線
- ・地区からの要望のある路線
- ・公共交通に必要な路線

これらの要素を持つ道路の中から早期に整備を図る道路を位置づけ、整備を実施します。

本計画において位置づける早期に整備を図る対象路線は、下記の 8 路線です。

- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| ○森岡地区 | ・吉田線 | ・森岡 22 号線 |
| ○緒川地区 | ・緒川 92 号線 | ・緒川 95 号線 |
| ○緒川新田地区 | ・釜池雁狭間山線 | |
| ○石浜地区 | ・芦間石浜団地線 | ・西平地西之宮線 |
| ○生路地区 | ・西平地西之宮線 | |

整備にあたっては、「ひがしうらのみちづくり」（東浦町第 1 次道路整備計画書）との連携を図り、着実に実施していきます。

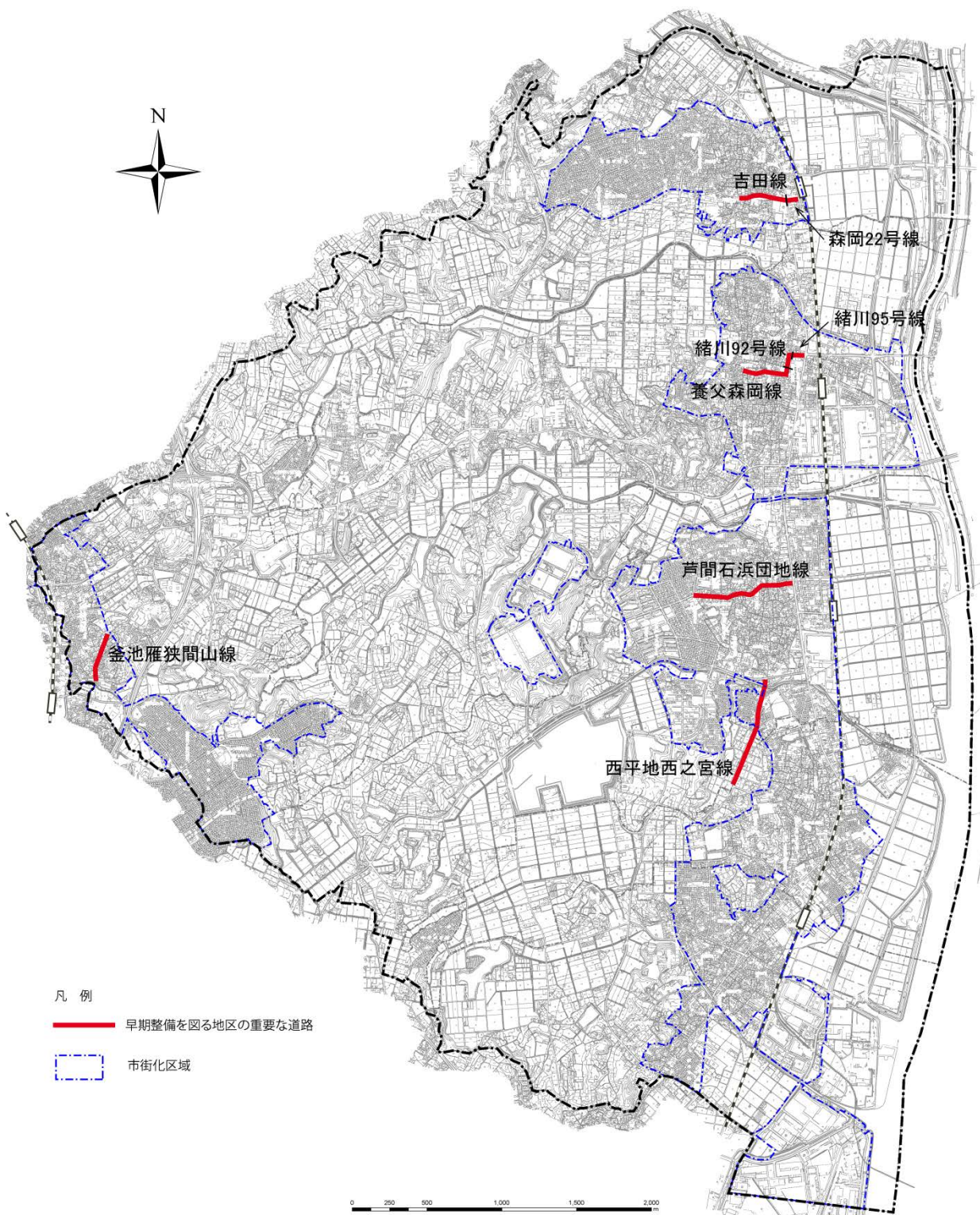


図 3-19 早期整備を図る地区の重要な道路図

2) 交通

(ア) 鉄道

鉄道は、コンパクトシティの重要な要素であり、拠点である鉄道駅は利便性を向上する必要があることから整備を図ります。各駅の整備内容は以下のとおりです。

- | | |
|-------------|--|
| ○尾張森岡駅…………… | ・駅前広場がないため、西口の公園用地を活用して、駅前広場の整備を図ります。 |
| ○緒川駅…………… | ・本町の中心地における緒川駅では、高架ホームへの乗降が階段のみで、無人駅の状態であることからエレベーターの設置が必要であり、引き続き整備を JR に要望していきます。
・エレベーター設置における国の支援基準となる 1 日 3,000 人以上の乗降客数の確保および利便性の向上のため、駐輪場の整備に取り組みます。 |
| ○石浜駅…………… | ・現在バリアフリー化が進んでいないことから、スロープの設置などを検討します。 |
| ○東浦駅…………… | ・現在西側には駅前広場はあるものの東側にはなく、駅東側に住宅が増加し、駅へのアクセスが不便であるため、東側に駅前広場の整備を図ります。 |
| ○巽ヶ丘駅…………… | ・町外の巽ヶ丘駅は、知多市、阿久比町と連携して、駅前空間の整備や利便性の向上の検討、協議を行います。 |

平成 27 年 4 月から電化された JR 武豊線はダイヤ改正や運行本数増加など利便性が向上していますが、引き続き運行本数の増加を JR に要望していきます。

(イ) パークアンドライド

鉄道利用の促進を図るため、各駅周辺の適地において、パークアンドライド用の駐車場の確保を図ります。

駐車場の確保を図るため、民間駐車場や大規模店舗等の駐車場を、所有者と条件等の調整を図りながらパークアンドライド駐車場として確保していきます。

＜各駅の現況＞



尾張森岡駅南西部(森岡前田公園からホームを望む)



森岡前田公園(駅前広場検討地)



緒川駅の高架ホームと駅前広場のバス停留所



緒川駅東口は「う・ら・ら」全 5 路線の出発点



石浜駅入口 反対側のホームへは跨線橋を利用



巽ヶ丘駅 東口の駅前



東浦駅(駅前広場)



東浦駅(跨線橋とその両側にエレベーター)

(ウ) 鉄道以外の公共交通機関

路線バス

路線バスの利用促進を図るため、徒歩圏人口の多い路線の優先的な運行や、運行本数の増加などバス運行の充実に向けて検討していきます。

また、バスルートおよびバス停の位置などを検討し、必要な路線の走路拡幅については、「ひがしうらのみちづくり」（東浦町第1次道路整備計画）とともに実施します。

道路が拡幅される場合は、シェルター付きのバス停および停車、滞留のスペースの確保、ベンチの設置可能な歩道の確保など、安全性、利便性の向上をめざします。

なお、現在、中型バス３台、小型バス１台で運行している「う・ら・ら」は今後、「地域公共交通網形成計画」を策定し、ニーズに応じた運行を計画していきます。

デマンド交通

デマンド交通等の導入に関しては、公共交通ネットワークの補完として、とらえることもでき、地域の意見も踏まえながら検討していきます。

※デマンド交通：デマンドは「要求、要請」の意味で、利用者の需要（予約）を集約した形で運行する乗合交通手段で、バスとタクシーの中間的な機能を持つ交通システム

自主運営公共交通

「しあわせなまちをデザインするワークショップ」で提案のあった、現行の路線バスのバス停に接続し、かつ地区内の公共公益施設や診療所、店舗に立ち寄ることができる地区の自主運営の小型バスやタクシーなどの運行について、地区の実情を把握し、地区が主体となって関係機関と協議することを支援します。

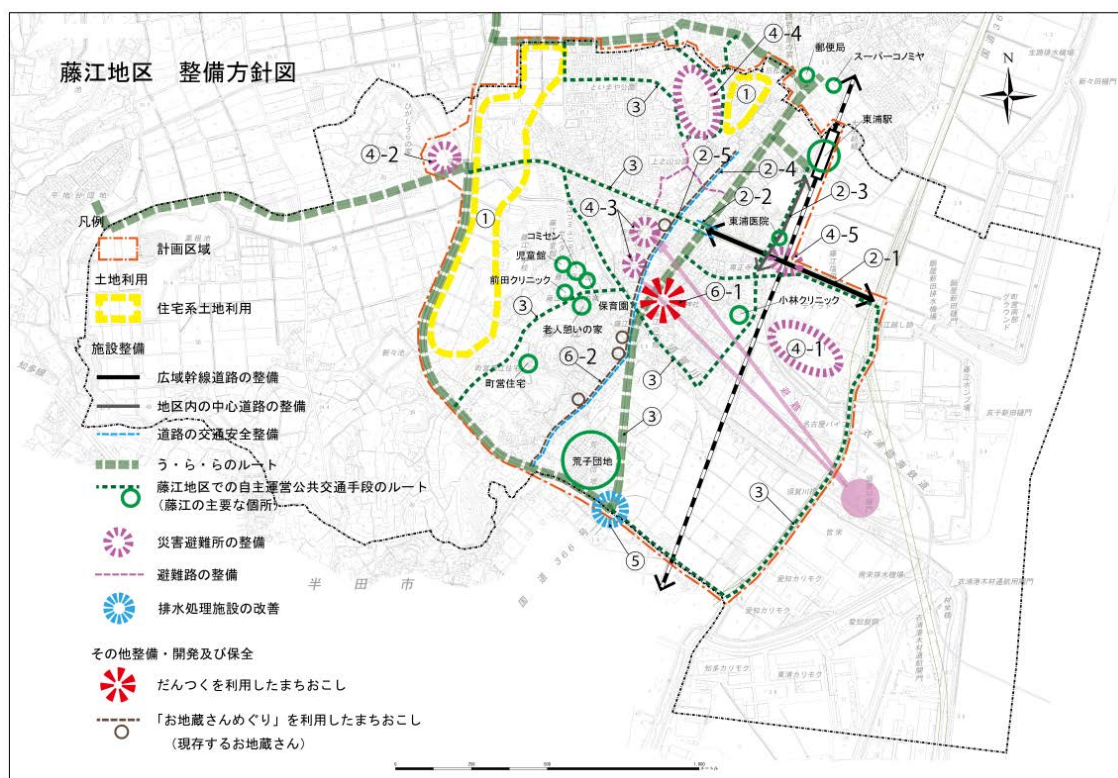


図 3-20 藤江地区のワークショップにおける、生活利便施設等と「う・ら・ら」を結ぶ『自主運営公共交通』の提案

東浦町運行バス

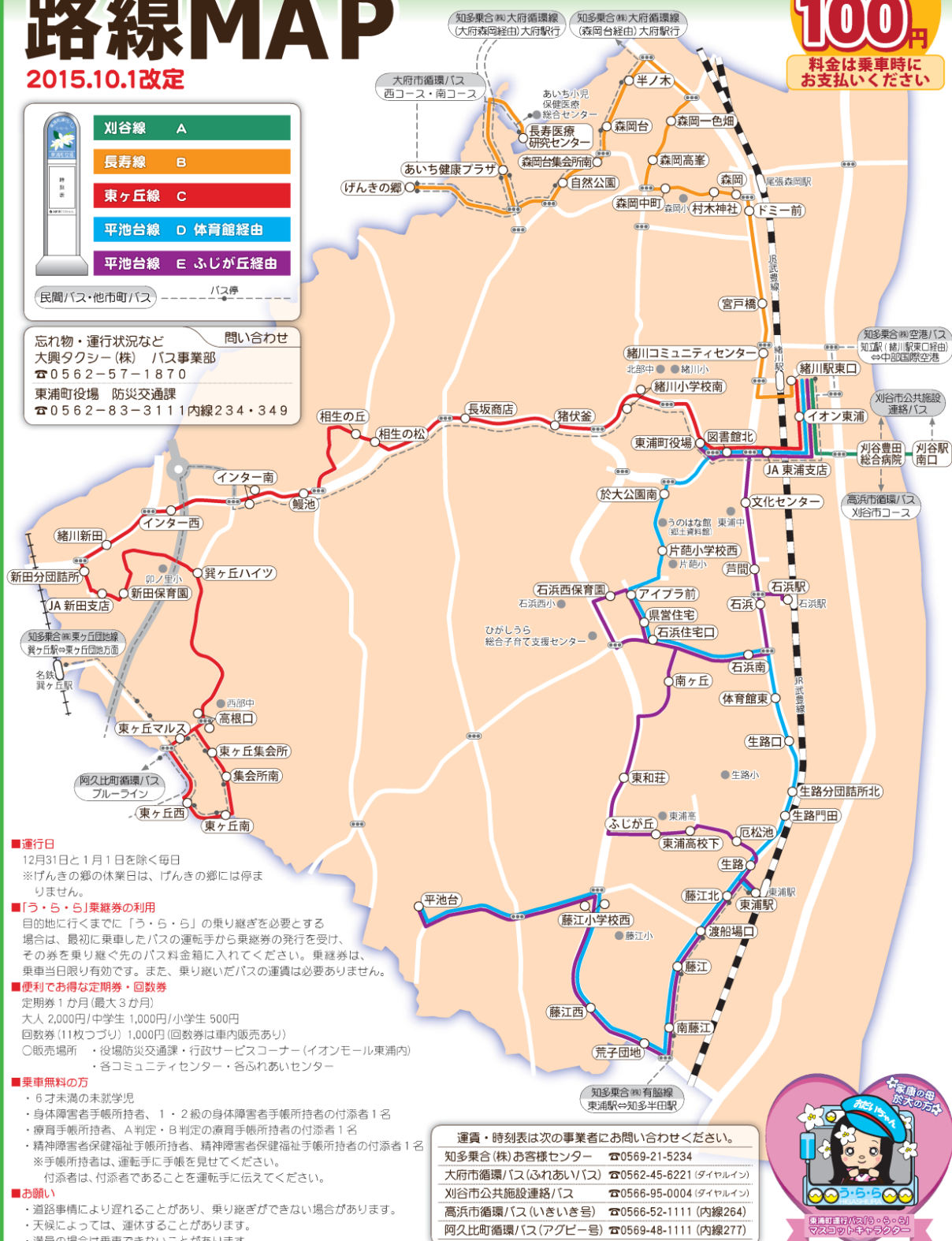
う・ら・ら

路線MAP

2015.10.1改定

刈谷線	A
長寿線	B
東ヶ丘線	C
平池台線	D 体育館経由
平池台線	E ふじが丘経由
民間バス・他市町バス	バス停

忘れ物・運行状況など 問い合わせ
大興タクシー(株) バス事業部
☎0562-57-1870
東浦町役場 防災交通課
☎0562-83-3111 内線234・349



おつりのないよう
ご協力ください
運賃は1乗車
100円
料金は乗車時に
お支払いください

- 運行日
12月31日と1月1日を除く毎日
※げんきの郷の休業日は、げんきの郷には停まりません。
- 「う・ら・ら」乗継券の利用
目的地に行くまでに「う・ら・ら」の乗り継ぎを必要とする場合は、最初に乗車したバスの運転手から乗継券の発行を受け、その券を乗り継ぐ先のバス料金箱に入れてください。乗継券は、乗車当日限り有効です。また、乗り継いだバスの運賃は必要ありません。
- 便利でお得な定期券・回数券
定期券 1か月(最大3か月)
大人 2,000円/中学生 1,000円/小学生 500円
回数券(11枚つづり) 1,000円(回数券は車内販売あり)
○販売場所 ・役場防災交通課・行政サービスコーナー(イオンモール東浦内)
・各コミュニティセンター・各ふれあいセンター
- 乗車無料の方
・6才未満の未就学児
・身体障害者手帳所持者、1・2級の身体障害者手帳所持者の付添者1名
・療育手帳所持者、A判定・B判定の療育手帳所持者の付添者1名
・精神障害者保健福祉手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の付添者1名
※手帳所持者は、運転手に手帳を見せてください。
付添者は、付添者であることを運転手に伝えてください。
- お願い
・道路事情により遅れることがあり、乗り継ぎができない場合があります。
・天候によっては、運休することがあります。
・満員の場合は乗車できないことがあります。

運賃・時刻表は次の事業者にお問い合わせください。
知多乗合(株)お客様センター ☎0569-21-5234
大府市循環バス(ふれあいバス) ☎0562-45-6221(ダイヤルイン)
刈谷市公共施設連絡バス ☎0566-95-0004(ダイヤルイン)
高浜市循環バス(いきいき号) ☎0566-52-1111(内線264)
阿久比町循環バス(アグビー号) ☎0569-48-1111(内線277)



図 3-21 「う・ら・ら」の路線図

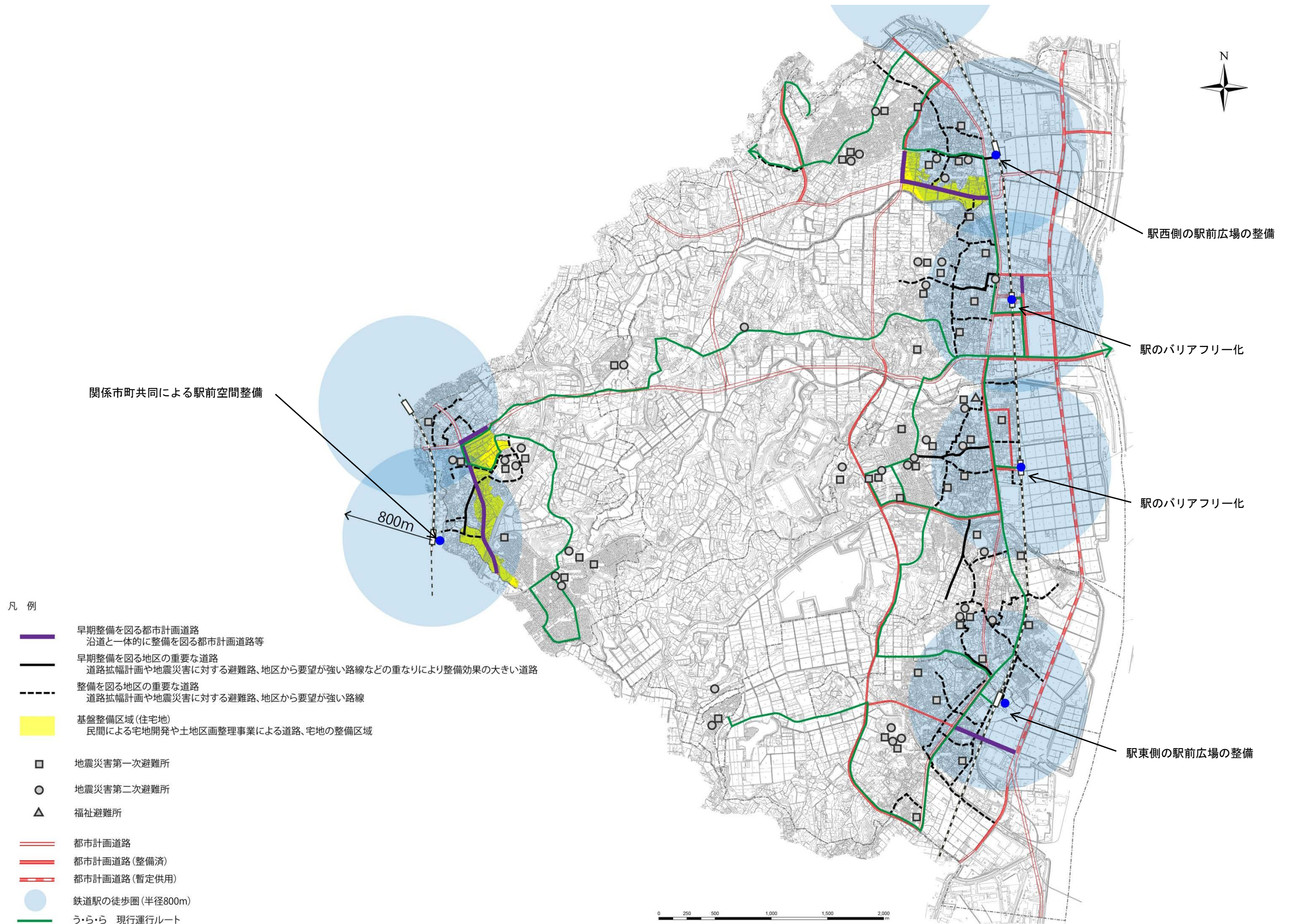


図 3-22 道路・交通整備計画図

3. 生活利便施設

(1) 基本方針

▼日常生活に必要なまちの機能、生活利便施設（1)医療施設、2)福祉施設、3)商業施設、4)公共施設）が徒歩圏に集まり、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりをめざします。

<生活利便施設>

1) 医療施設	内科、外科、歯科、皮膚科、眼科など
2) 福祉施設	児童福祉施設(保育園、児童館など) 高齢者福祉施設(老人憩の家) 介護施設(デイサービスセンター、ヘルパーステーションなど) 障がい者福祉施設(日中活動系サービス、訪問系サービス事業所など)
3) 商業施設	スーパー、コンビニエンスストア、飲食店、理容店・美容院、金融機関など
4) 公共施設	コミュニティセンター、集会所、駐在所・交番、小・中学校など

▼以下に示す「生活拠点地区」、「都市拠点地区」および「一般地区」を設定するとともに、コンパクトなまちづくりをめざし、「都市拠点地区」、「生活拠点地区」においてそれぞれにふさわしい施設の集約配置を図ります。また、「一般地区」から各施設へのアクセス性の向上を図ります。

- ・「都市拠点地区」（中心市街地として位置づけられる緒川駅を中心とした概ね半径 800m の徒歩圏域のうちの市街化区域）
- ・「生活拠点地区」（緒川駅を除く4つの各駅を中心とした概ね半径 800m の徒歩圏域のうちの市街化区域）
- ・「一般地区」（上記以外の地区）
- ・「広域圏（町全域）対象」（町全域を対象とする広域圏に対応する施設）

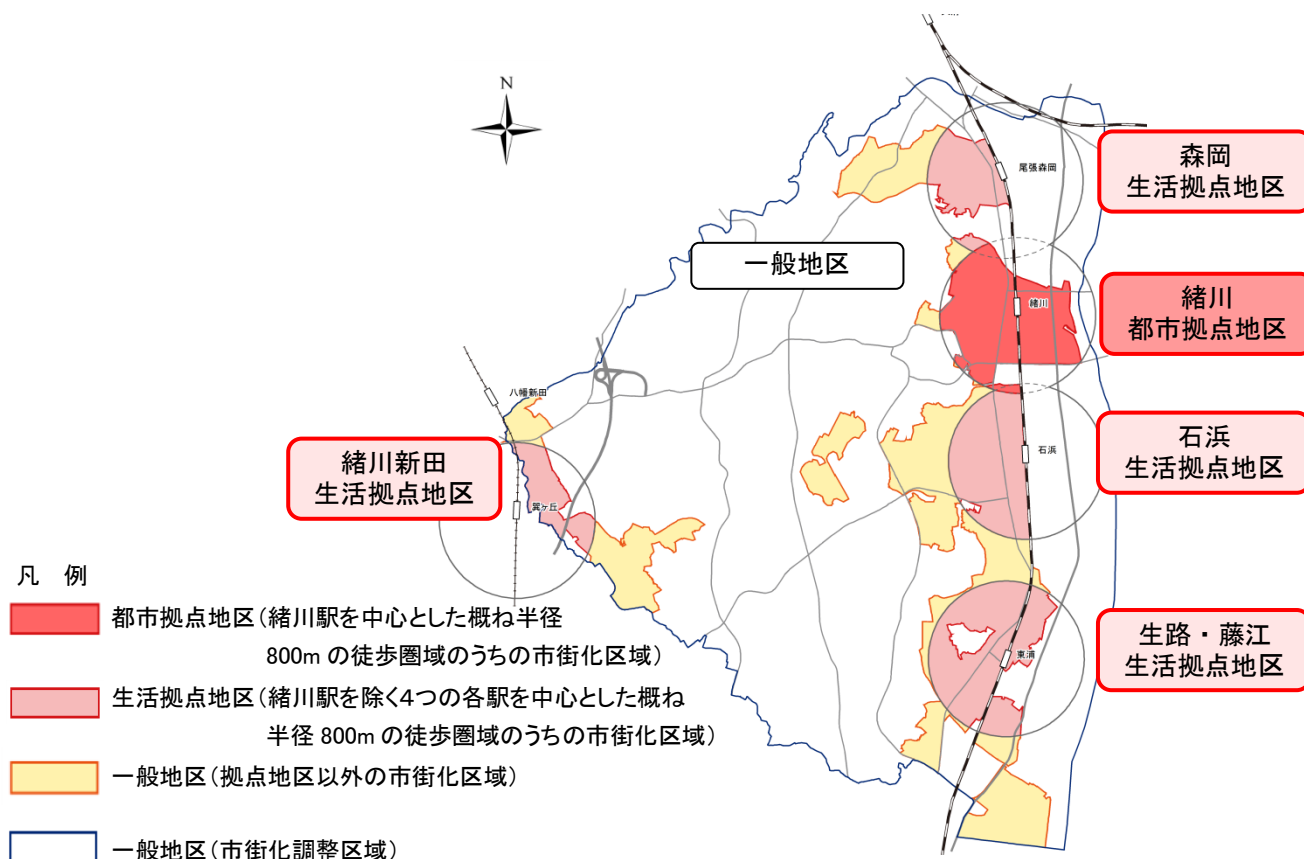


図 3-23 都市拠点地区・生活拠点地区・一般地区の位置図

▼生活利便施設の整備にあたっては、以下の観点で施設および立地状況を評価し検討します。

○各施設の機能、性格を考慮する。

（徒歩圏に必要か、広域対象のものか、利用者によっては遠くても利用する施設か、など）

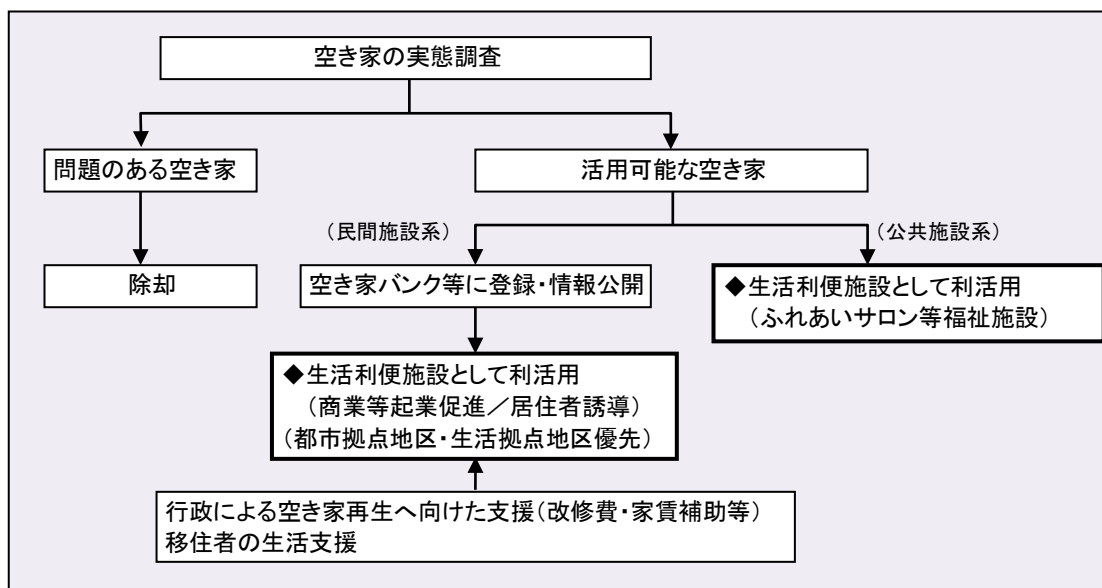
○現状の位置で徒歩圏人口カバー率からみても問題ないか。

○各施設の位置が駅を中心とする生活拠点の形成に役立つ施設であるか。

○不足する施設は何か、必要と考えられるところはどこか。

▼既成市街地において増加傾向にある空き家の利活用を検討します。また、特に、空き家となっている景観的に優れた建物の効果的な利活用を検討します。

＜参考：空き家の利活用フロー＞



（２）整備計画

１）医療施設

(ア) 内科、外科、歯科
(イ) 皮膚科、眼科など

(ア) 内科、外科、歯科

▼徒歩圏に必要で、利用頻度の高い診療科目であり、現状では、徒歩圏人口カバー率約90%です。今後とも現状の医療施設の維持・充実を促進します。

▼徒歩圏にカバーされていない地区（生活拠点地区・一般地区）においては、医療施設へのアクセス性の向上を図ります。

【施設立地の検討】

		都市拠点地区	生活拠点地区	一般地区	広域圏 (町全域)対象
内科、外科、歯科	現状 維持充実	○	○	○	—
	新規誘導	—	—	—	—

（内科、外科、歯科の分布および徒歩圏人口カバーの状況は 16、18 頁 図 1-9、10 参照）

①都市拠点地区・生活拠点地区

- ・現状の内科、外科および歯科の医療施設の維持・充実を促進します。

②一般地区

- ・現状の内科、外科および歯科の医療施設の維持・充実を促進します。
- ・下記に示す、徒歩圏にカバーされていない地区における診療の利便性確保について、現在策定を進めている「地域公共交通網形成計画」を主体に東浦町地域公共交通会議において検討を進めます。

○東ヶ丘団地上高根台……該当地区の近傍を運行する「う・ら・ら」を地区内に延長して運行し、利便性の確保を検討します。

○東浦葵ノ荘団地の近傍…現在「う・ら・ら」東ヶ丘線が通行しており、これを活用します。

○平池台団地……………「う・ら・ら」平池台線の終点となっており、バス路線の継続と利便性の向上を検討します。

(イ) 皮膚科、眼科など

▼利用頻度の少ない診療科目です。施設数が少ないため徒歩圏にカバーされていない地区もあります。施設運営上徒歩圏内の十分な利用者の確保が困難と思われる、全ての生活拠点地区での立地は困難であると考えられることから、現状の医療施設の維持・充実を促進します。

【施設立地の検討】

		都市拠点地区	生活拠点地区	一般地区	広域圏 (町全域)対象
皮膚科、眼科、その他	現状維持充実	○	○	○	—
	新規誘導	—	—	—	—

(皮膚科、眼科の分布および徒歩圏人口カバーの状況は 19、20 頁 図 1-11、12 参照)

①都市拠点地区

- ・現状の皮膚科、眼科などの医療施設の維持・充実を促進します。
- ・「う・ら・ら」などの公共交通の充実を図り、町内各地区から都市拠点地区の診療所へのアクセスの向上を図ります。

②生活拠点地区・一般地区

- ・現状の皮膚科、眼科などの医療施設の維持・充実を促進します。

③その他

- ・町内に唯一立地していない産婦人科は近隣の医療施設と連携し、一層の医療の充実を図ります。
- ・ソフト面において正しい医療の受け方やかかりつけ医制度の周知に努めます。
- ・衣浦定住自立圏構想の医療健康分野での刈谷豊田総合病院（第3次救急医療施設）と町内医療機関との医療連携システム化などの連携を支援し、かかりつけ医制度を普及させ医療環境の充実を図ります。
- ・高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護サービス事業者の連携を推進します。

2) 福祉施設

- (ア) 介護施設（デイサービスセンター、ヘルパーステーションなど）
 (イ) 高齢者福祉施設（老人憩の家）
 (ウ) 児童福祉施設（保育園、児童館など）
 (エ) 障がい者福祉施設（日中活動系サービス、訪問系サービス事業所など）

(ア) 介護施設

▼介護施設は、現状では、徒歩圏人口カバー率約 86%です。今後とも住み慣れた地域（都市拠点地区・生活拠点地区・一般地区）でのサービスの提供をめざします。

【施設立地の検討】

		都市拠点地区	生活拠点地区	一般地区	広域圏 (町全域)対象
介護施設	現状 維持充実	○	○	○	—
	新規誘導	○	○	○	—

（介護施設の分布および徒歩圏人口カバーの状況は 22 頁 図 1-13 参照）

①都市拠点地区・生活拠点地区・一般地区、広域圏（町全域）対象

- ・介護施設の利用にあっては、住み慣れた地域でのサービスの提供をめざしていきます。
- ・「東浦町高齢者福祉計画」により日常生活圏域を基にした施設整備を図ります。
- ・新たな介護施設として、平成 28 年度に東浦北部日常生活圏（森岡、緒川、卯ノ里小学校区）に介護施設が 1 施設整備される予定です。これにより、徒歩圏にない東ヶ丘団地の一部をカバーすることができます。

(イ) 高齢者福祉施設

▼高齢者福祉施設は、徒歩圏に必要で、利用頻度の高い施設であり、現状では、徒歩圏人口カバー率約 75%です。今後とも現状の施設の維持・充実を図ります。

▼今後、高齢化社会に対応し、必要に応じて、施設の整備を図ります。これらの施設は高齢者が身近に利用できる施設として徒歩圏全体（都市拠点地区・生活拠点地区・一般地区）において立地が考えられます。

【施設立地の検討】

		都市拠点地区	生活拠点地区	一般地区	広域圏 (町全域)対象
高齢者福祉施設	現状 維持充実	○	○	○	—
	新規誘導	○	○	○	—

（高齢者福祉施設の分布および徒歩圏人口カバーの状況は 24 頁 図 1-14 参照）

①都市拠点地区・生活拠点地区・一般地区

- ・現状の高齢者福祉施設の維持・充実を図ります。
- ・ふれあいサロンについては運営協力者の確保とともに、既存施設を利用したより多くのサロン活動の場所として空き家の利活用を図ります。

(ウ) 児童福祉施設

▼児童福祉施設は、徒歩圏に必要で、利用頻度の高い施設であり、現状では、徒歩圏人口カバー率約96%です。今後とも現状の施設の維持・充実を図ります。

▼今後、必要とされる児童福祉施設については、都市拠点地区・生活拠点地区へ誘導します。

【施設立地の検討】

		都市拠点地区	生活拠点地区	一般地区	広域圏 (町全域)対象
児童福祉施設	現状 維持充実	○	○	○	—
	新規誘導	○	○	—	—

(児童福祉施設の分布および徒歩圏人口カバーの状況は 25 頁 図 1-15 参照)

①都市拠点地区

- ・現状の児童福祉施設の維持・充実を図ります。
- ・緒川駅を中心とする都市拠点地区においては、緒川駅を利用して他都市へ通勤する子育て世代を支援する託児所などの子育て支援施設の立地を誘導します。

②生活拠点地区・一般地区

- ・現状の児童福祉施設の維持・充実を図ります。
- ・現状では待機児童は発生していないため、施設の規模や数は満足しているものと思われるが、少子化の動向を注視しつつ、適正な規模の確保、統廃合が必要となったときは都市拠点地区や生活拠点地区の立地等利便性について検討します。

(エ) 障がい者福祉施設

▼障がい者福祉施設は、現状では、徒歩圏人口カバー率約51%です。これらの施設については、利用者が限定される施設であることから、広域圏（町全域）での利用を対象として施設の維持・充実を図ります。

【施設立地の検討】

		都市拠点地区	生活拠点地区	一般地区	広域圏 (町全域)対象
障がい者 福祉施設	現状 維持充実	—	—	—	○
	新規誘導	—	—	—	○

(障がい者福祉施設の分布および徒歩圏人口カバーの状況は 26 頁 図 1-16 参照)

①広域圏（町全域）対象

- ・現状の障がい者福祉施設の維持・充実を図ります。
- ・今後、利用者、事業者の状況に応じた整備を検討します。

3) 商業施設

▼商業施設（スーパー、コンビニエンスストア、飲食店、理容店・美容院、金融機関）は、現状では、徒歩圏人口カバー率約 53～93%です。特にスーパー、コンビニエンスストア、金融機関は、徒歩圏に必要で利用頻度の高い施設です。今後とも現状の施設の維持・充実を促進するとともに、徒歩圏にカバーされていない地区（一般地区）に対しては、施設へのアクセス性の向上を図ります。

▼新規立地においては、「第3章 1. (2) 土地利用の整備計画」に合わせ、都市拠点地区、生活拠点地区に誘導します。

【施設立地の検討】

		都市拠点地区	生活拠点地区	一般地区	広域圏 (町全域)対象
商業施設	現状 維持充実	○	○	○	—
	新規誘導	○	○	—	—

（商業施設の分布および徒歩圏人口カバーの状況は 28、30～34 頁 図 1-17～22 参照）

①都市拠点地区・生活拠点地区

- ・現状の商業施設の維持・充実を促進します。
- ・「土地利用の整備計画」に合わせ、駅周辺や幹線道路沿道に商業施設を誘導します。都市拠点地区においては、本町の中心商業地として、商業施設の充実を図ります。

＜駅周辺や幹線道路沿道における商業施設＞

- ・尾張森岡駅周辺……県道名古屋碧南線沿道の商業施設の維持・充実
- ・緒川駅周辺……本町の中心商業地として商業施設の維持・充実、立地誘導
- ・石浜駅周辺……近隣対応の商業施設の維持・充実
豆堀川線沿道において広域対応の沿道商業施設の立地誘導
- ・東浦駅周辺……近隣対応の商業施設の維持・充実
国道 366 号（バイパス）、(都) 藤江線沿道において沿道型商業施設の立地誘導
- ・巽ヶ丘駅周辺……(都) 名古屋半田線、(都) 知多刈谷線沿道における商業施設の立地誘導

- ・点在する空き店舗、空き地の効果的な利活用を検討します。

＜空き家の活用例＞

- ・地域の高齢者をはじめ誰でも気軽に利用できるカフェとして整備
- ・景観的に優れた建物を活用し、個性的な飲食店として整備
- ・地域住民が集まり、ふれあうためのコミュニティスペースとして活用（空き家を自治体や NPO 法人等が活用）

②一般地区

- ・現状の商業施設の維持・充実を促進します。
- ・下記に示す、徒歩圏にカバーされていない地区においては、青空市場や移動販売による取り組みや都市拠点地区・生活拠点地区の商業施設へのアクセス性の向上を検討します。
 - 森岡台団地の西部（青空市場や移動販売による取り組み実施中）
 - 東ヶ丘団地の東部

4) 公共施設

- ▼徒歩圏に必要な公共施設（コミュニティセンター、集会所、駐在所・交番など）は、現状の建築物を維持するのではなく、既存施設への集約や利活用について検討し、町全体の公共施設維持管理費の削減を図りながら、施設の持つ役割を維持することを基本とします。
- ▼町を代表する施設（役場、図書館、文化センター、資料館、保健センター、勤労福祉会館、福祉センター等）は、徒歩圏に必要な公共施設と同様ですが、施設の建替えにあたっては、施設の統合・整理や施設の複合化を図ります。
- ▼学校に関しては、徒歩圏内に立地していない施設もあり、住宅開発等により一部の児童・生徒は、徒歩圏外からの通学となっています。すべての児童・生徒が徒歩圏内となる施設の立地は困難です。

【施設立地の検討】

		都市拠点地区	生活拠点地区	一般地区	広域圏 (町全域)対象
公共施設	現状維持 集約	○	○	○	—
	新規誘導	—	—	—	—
町を代表する 施設	現状維持 統合・整理	—	—	—	○
	新規誘導	—	—	—	—

（公共施設の分布および位置は 36、37 頁 図 1-23、24 参照）

①都市拠点地区・生活拠点地区・一般地区

- ・徒歩圏に必要な公共施設は、現状の建築物を維持するのではなく、既存施設への集約や利活用について検討し、施設の持つ役割を維持することを基本とします。

②広域圏（町全域）対象

- ・町を代表する施設は、徒歩圏に必要な公共施設と同様ですが、施設の建替えにあたっては、施設の統合・整理や施設の複合化を図ります。

③学校

- ・小・中学校については、学校や保護者、地域の意見を伺いながら、校区の見直し等を検討していきます。なお、校区の北部に立地する東浦中学校については、通学路の安全整備を優先していきます。

(3) 施設配置計画

ここでは、「(2) 整備計画」を踏まえ、「都市拠点地区」、「生活拠点地区」、「一般地区」、「広域圏対象」別に 1) 医療施設、2) 福祉施設、3) 商業施設、4) 公共施設の配置（誘導）計画などについて整理します。

	1) 医療施設	2) 福祉施設	3) 商業施設	4) 公共施設
都市 拠点地区 ・緒川	○現状の医療施設の維持・充実 ○皮膚科、眼科など各地区からの公共交通アクセス向上	○現状の福祉施設の維持・充実 ○託児所などの子育て支援施設の立地誘導 ○空き家の利活用（ふれあいサロンなど） ○介護施設の立地誘導	○現状の商業施設の維持・充実 ○中心商業地として商業施設の立地誘導 ※緒川駅周辺 ○空き家の利活用（商業施設等の誘導）	○徒歩圏に必要な公共施設は、現状の建築物を維持するのではなく、既存施設への集約や利活用について検討し、施設の持つ役割を維持することが基本
生活 拠点地区 ・森岡 ・石浜 ・生路 ・藤江 ・緒川新田	○現状の医療施設の維持・充実	○現状の福祉施設の維持・充実 ○空き家の利活用（ふれあいサロンなど） ○介護施設の立地誘導	○現状の商業施設の維持・充実 ○駅周辺や幹線道路沿道に商業施設の立地誘導 ※尾張森岡駅周辺 ・県道名古屋碧南線沿道の商業施設の維持・充実 ※石浜駅周辺 ・近隣対応の商業施設の維持・充実 ・豆塙川線沿道において広域対応の沿道商業施設の立地誘導 ※東浦駅周辺 ・近隣対応の商業施設の維持・充実 ・国道 366 号（バイパス）、（都）藤江線沿道において沿道型商業施設の立地誘導 ※巽ヶ丘駅周辺 ・（都）名古屋半田線、（都）知多刈谷線沿道における商業施設の立地誘導 ○空き家の利活用（商業施設等の誘導）	
一般地区	○現状の医療施設の維持・充実 ○医療施設への公共交通アクセス向上 ※東ヶ丘団地上高根台 ※東浦葵ノ荘団地近傍 ※平池台団地		○現状の商業施設の維持・充実 ○青空市場や移動販売による取組み、商業施設への公共交通アクセス向上 ※森岡台団地の西部 ※東ヶ丘団地の東部	
広域圏 （町全体） 対象	—	○現状の障がい者福祉施設の維持・充実	—	○町を代表する施設は、施設の建替えにあたっては、統合・整理や複合化

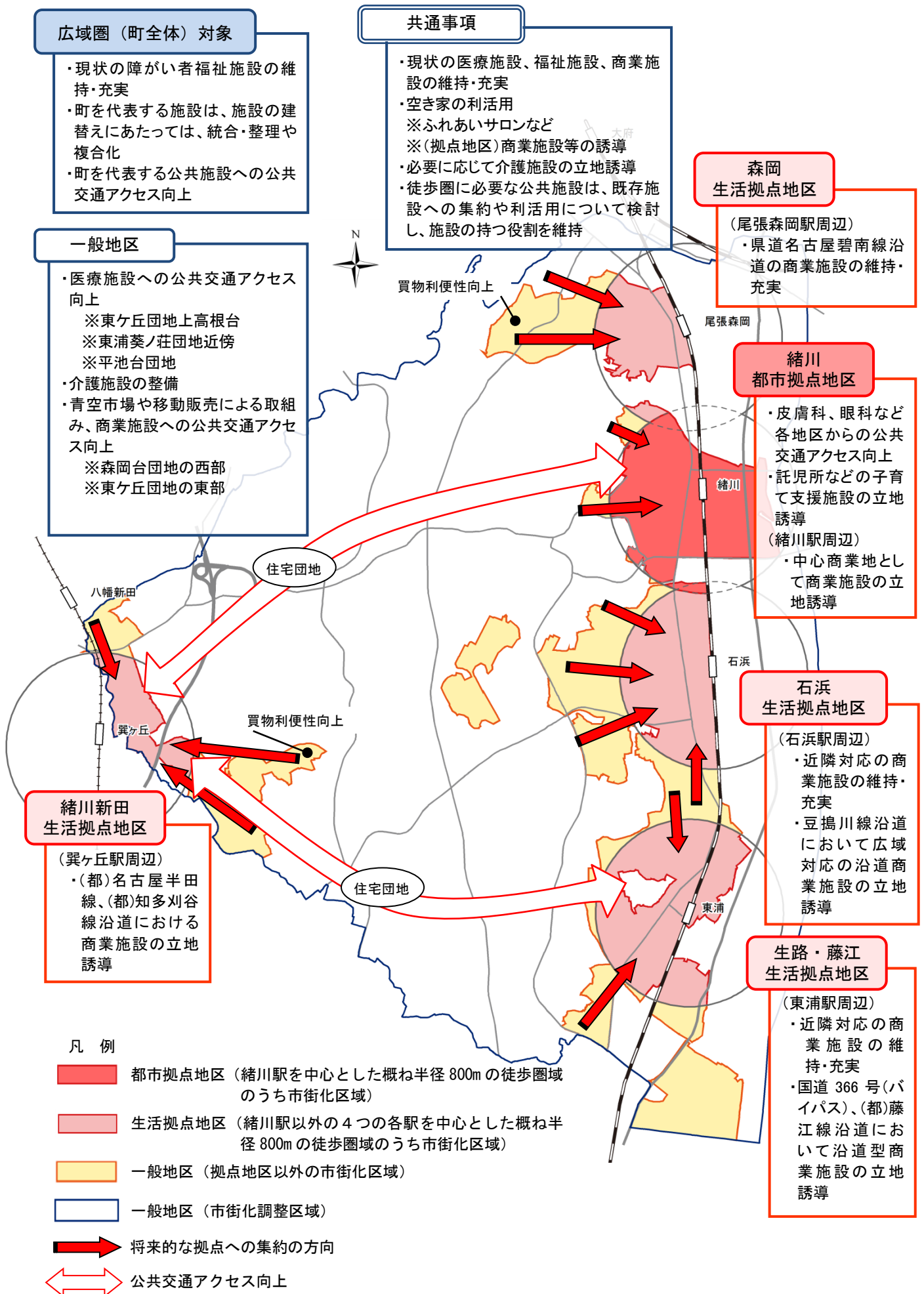


図3-24 誘導施設の配置図

4. 公園・緑地

(1) 基本方針

都市公園の徒歩圏人口カバー率は 69%となっており、ふれあい広場を含めた徒歩圏人口カバー率は 97%になるため、ほぼ全人口をカバーしています。

ふれあい広場には都市公園と同等の機能を有するものがあることから、徒歩圏内の公園・緑地としてふれあい広場が重要な役割を担っています。

このことから、配置状況については充足しているものと考えられるため、施設の利用頻度や維持管理を考慮した統廃合や再整備も視野に入れ、より利活用される公園・緑地とすることを基本方針とします。

(39 頁 図 1-25 公園・緑地 (都市公園)、41 頁 図 1-26 公園・緑地 (都市公園とふれあい広場) 参照)

(2) 整備計画

ふれあい広場を含めた公園・緑地の配置状況は上記にあるように、充足しているものと考えられるため、質的満足度の向上が求められます。そのなかで、公園は住民の憩いや健康増進の場となるとともに、災害時の 1 次避難場所としても活用されることから、その機能を考慮した配置や老朽施設の更新等の再整備を図ります。

また、持続可能な都市経営に維持管理コストの増大が大きな課題となることから、行政だけでなく地域住民との協働による運営管理をめざし、その仕組みを構築します。これについては、まず三丁公園のパークマネジメントを実施します。

なお、三丁公園の未整備部分に関しては、財源確保、用地取得等により、段階的に整備を進めます。

5. 都市環境・その他

(1) 景観

景観に関して、ワークショップで出された意見の「本町の歴史・伝統・文化を表す町屋、民家、町並みが減少している。」「地域の文化財や特色のある資源の活用」について検討します。

○「本町の歴史・伝統・文化を表す町屋、民家、町並みが減少している。」

緒川地区の既成市街地において「本町の歴史・伝統・文化を表す町屋、民家、町並みが減少している。」との意見が出ました。また、緒川地区以外の既成市街地でも同様の意見がありました。

この状況に対して、現在策定中の景観計画と連携して取り組んでいきます。

○「地域の文化財や特色のある資源の活用」

「地域の文化財や特色のある資源の活用」に関して、藤江地区の催事「藤江のどんつく獅子舞」や藤江神社、生路地区の三角屋根の工場、古い土蔵などの地域の歴史資産の活用などの意見が出ました。

このような歴史資産の活用については、現在策定中の景観計画と連携して取り組んでいきます。

(2) 河川

本町を代表する河川として、岡田川、明徳寺川、豆搦川および須賀川の4本があります。

そのうち、豆搦川と須賀川について愛知県の整備事業として、以下の内容で整備を促進していきます。

1) 二級河川豆搦川水系河川整備基本方針

豆搦川は洪水や高潮等に対して安全であるとともに、人々が川とふれあい、町の中でうるおいを感じることでできる川をめざすものとし、今後の河川整備の基本理念を以下のように掲げていきます。

『街の潤い・憩いを育む安全、安心な川づくり』
～街と調和し、地域住民の憩いの場となると共に、
水害に対して安全・安心のできる川づくりを進めます。～

この基本理念を踏まえて河川の総合的な保全と利用を図ります。

2) 二級河川須賀川水系河川整備基本方針

須賀川は洪水や高潮等に対して安全であるとともに、人々が川とふれあうことができ、自然の怖さや大切さを学ぶことができる川をめざすものとし、今後の河川整備の基本理念を以下のように掲げています。

『ふれあいを求め、明日へつづく川づくり』
～水害に対して安全・安心であると共に、
自然とのふれあいを育み、次の世代へと引き継ぐ川づくりを進めます。～

この基本理念を踏まえて、洪水や高潮対策を行うほか、一部区間では勾配をゆるやかにして自然とふれあいができるように川に近づきやすくするとともに並木の整備を行います。

(3) その他（津波防災）

東浦町地域防災計画の地震災害対策計画において本町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則とし、地域の実情を踏まえつつ、可能な限り短時間で避難が可能になるようなまちづくりをめざします。

- 津波発生時に安全に避難ができる道路整備を推進します。
- 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビルなど、計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化などにより、津波に強いまちの形成を図るものとします。
- 行政関連施設、災害時要援護者に関する施設などは、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備します。やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図ります。